第三十六条の三十の四　法第三十三条の十八第一項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公表対象支援（同項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするときにあつては別表第二に掲げる項目に関するものとし、同項の内閣府令で定めるときにあつては別表第二及び別表第三に掲げる項目に関するものとする。

第三十六条の三十の六　法第三十三条の十八第八項に規定する内閣府令で定める情報は、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第三十六条の三十の七　法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

②　（略）

第三十六条の三十の八　法第三十四条の三第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第三十六条の三十一　法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

②　（略）

第三十六条の三十二　法第三十四条の四第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第三十六条の三十二の二　法第三十四条の八第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

②　（略）

第三十六条の三十二の三　法第三十四条の八第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第三十六条の三十三　法第三十四条の十二第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

②　（略）

第三十六条の三十四　法第三十四条の十二第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第三十六条の三十五　法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一～四　（略）

②　（略）

第三十六条の三十の四　法第三十三条の十八第一項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象支援（同項に規定する情報公表対象支援をいう。以下同じ。）の提供を開始しようとするときにあつては別表第二に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときにあつては別表第二及び別表第三に掲げる項目に関するものとする。

第三十六条の三十の六　法第三十三条の十八第八項に規定する厚生労働省令で定める情報は、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

第三十六条の三十の七　法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～八　（略）

②　（略）

第三十六条の三十の八　法第三十四条の三第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第三十六条の三十一　法第三十四条の四第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

②　（略）

第三十六条の三十二　法第三十四条の四第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第三十六条の三十二の二　法第三十四条の八第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

②　（略）

第三十六条の三十二の三　法第三十四条の八第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第三十六条の三十三　法第三十四条の十二第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～九　（略）

②　（略）

第三十六条の三十四　法第三十四条の十二第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～四　（略）

第三十六条の三十五　法第三十四条の十三に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一～四　（略）

②　（略）